

第1号議案 尾張都市計画緑地の変更について

内容及び関連する事項	理 由								
<p>(第1号議案) 尾張都市計画緑地の変更</p> <p>変更の内容:緑地区域の変更 名 称:第2号尾張広域緑道 面 積:約28.4ha</p> <table border="1" data-bbox="239 667 820 846"> <thead> <tr> <th colspan="2">緑 地 面 積</th> <th rowspan="2">増 減</th> </tr> <tr> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 28.5ha</td> <td>約 28.4ha</td> <td>-0.1ha</td> </tr> </tbody> </table>	緑 地 面 積		増 減	変 更 前	変 更 後	約 28.5ha	約 28.4ha	-0.1ha	<p>尾張広域緑道は、名古屋市上水道の導水管敷の一部を、住民のレクリエーション及び景観・生活環境の向上を図ることを目的として整備された延長約20kmに渡る緑道である。</p> <p>今回、犬山市内において、緑道に隣接する水道管理用通路の交通の安全を確保するため、緑地区域を一部変更するものである。</p>
緑 地 面 積		増 減							
変 更 前	変 更 後								
約 28.5ha	約 28.4ha	-0.1ha							

## 第2号議案 小牧市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																											
<p>(第2号議案)</p> <p>1 申請者            住 所 名古屋市千種区松軒二丁目4番2号            氏 名 有限会社 彦中産業            代表取締役 中島 稔</p> <p>2 名 称            彦中産業新小牧工場</p> <p>3 位 置            小牧市大字大草字年上坂 5930 番1他8筆</p> <p>4 敷地面積            4,560.13 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考</p> <p>(1) 処理施設</p> <table data-bbox="263 1153 837 1288"> <tr> <td>廃プラスチック類の破碎</td> <td>89.0t/日</td> </tr> <tr> <td>木くずの破碎</td> <td>133.9t/日</td> </tr> <tr> <td>がれき類の破碎</td> <td>543.8t/日</td> </tr> </table> <p>(2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="236 1400 917 1870"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新設</td> <td>工場棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>768.89 m<sup>2</sup></td> <td>768.89 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>機械棟</td> <td>鉄筋コン クリート造 平屋建</td> <td>58.80 m<sup>2</sup></td> <td>58.80 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>事務所棟</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>100.74 m<sup>2</sup></td> <td>173.74 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>928.43 m<sup>2</sup></td> <td>1,001.43 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	廃プラスチック類の破碎	89.0t/日	木くずの破碎	133.9t/日	がれき類の破碎	543.8t/日	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	工場棟	鉄骨造 平屋建	768.89 m <sup>2</sup>	768.89 m <sup>2</sup>	機械棟	鉄筋コン クリート造 平屋建	58.80 m <sup>2</sup>	58.80 m <sup>2</sup>	事務所棟	鉄骨造 2階建	100.74 m <sup>2</sup>	173.74 m <sup>2</sup>	合 計		928.43 m <sup>2</sup>	1,001.43 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、平成2年に産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業(中間処理(圧縮・破碎))の許可を受け、別の敷地において収集運搬及び中間処理を行っている。</p> <p>このたび、現在の操業地が道路拡幅に伴う土地収用の対象となり、現在の操業地における事業の継続が難しくなったこと及び産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
廃プラスチック類の破碎	89.0t/日																											
木くずの破碎	133.9t/日																											
がれき類の破碎	543.8t/日																											
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																									
新設	工場棟	鉄骨造 平屋建	768.89 m <sup>2</sup>	768.89 m <sup>2</sup>																								
	機械棟	鉄筋コン クリート造 平屋建	58.80 m <sup>2</sup>	58.80 m <sup>2</sup>																								
	事務所棟	鉄骨造 2階建	100.74 m <sup>2</sup>	173.74 m <sup>2</sup>																								
合 計		928.43 m <sup>2</sup>	1,001.43 m <sup>2</sup>																									